第２　中間連結財務諸表 １　中間連結財務諸表の作成方針 （記載上の注意） 　少額短期保険持株会社及びその子会社等について作成する中間連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。 ［(1)～(3)　略］ ［削る。］ ［２～５　略］	第２　中間連結財務諸表 １　中間連結財務諸表の作成方針 （記載上の注意） ［同左］ ［(1)～(3)　同左］ (4)　のれんの償却に関する事項 ［２～５　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。